

岐阜市遠距離通学児童生徒通学費等補助金交付要綱

平成25年12月25日決裁

平成26年 1月15日改正

平成29年 5月17日改正

令和 3年 5月21日改正

令和 5年12月28日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）に在籍する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の通学又は通級に係る保護者の負担軽減を目的とする補助金の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 市長は、次に掲げる児童生徒の保護者が負担する通学又は通級に要する費用（以下「通学費等」という。）に対し、補助金を交付するものとする。

- (1) 遠距離通学者（住居から在籍する小中学校まで最も経済的な通常の経路及び方法（以下「最適経路等」という。）により通学する場合の片道の距離が、小学校にあつては4キロメートル以上、中学校にあつては6キロメートル以上の者（小中学校の特別支援学級に在籍する場合は、小学校にあつては2キロメートル以上、中学校にあつては3キロメートル以上の者）をいう。）
 - (2) 遠距離通級者（在籍する小中学校から当該小中学校以外の通級指導教室まで最適経路等により通級する場合の片道の距離が、小学校にあつては2キロメートル以上、中学校にあつては3キロメートル以上の者をいう。）
 - (3) 草潤中遠距離通学・通級者（前2号の規定にかかわらず、草潤中学校まで最適経路等により通学する場合又は通級する場合（学習支援を受けるための通級に限る。）の片道の距離が6キロメートル以上及び在籍する中学校から草潤中学校の通級指導教室まで最適経路等により通級する場合の片道の距離が3キロメートル以上の者をいう。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 保護者がこの要綱に規定する補助金以外の公の制度による通学費等の援助を受けている場合
 - (2) 岐阜市立小・中学校及び高等学校通学区域に関する規則（昭和44年岐阜市教育委員会規則第4号）第3条に定める通学区域（以下「通学区域」という。）外から通学する場合。た

だし、次に掲げる場合を除く。

ア 通学区域内の小中学校に適切な特別支援学級がないため、教育委員会から就学すべき学校の変更許可（以下「変更許可」という。）を受け、当該通学区域外の小中学校に設置された特別支援学級に通学する場合

イ 教育委員会がいじめ、不登校、疾病その他の特に教育的な配慮を要すると認める事由により変更許可を受け、通学区域外の小中学校に通学する場合

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める別表の規定による。

- (1) 遠距離通学者 別表第1
- (2) 遠距離通級者 別表第2
- (3) 草潤中遠距離通学・通級者 別表第3

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする保護者（以下「申請者」という。）は、遠距離通学児童生徒通学費等補助金交付申請書（様式第1号から様式第3号まで。以下「申請書」という。）を、当該申請の対象となる年度の3月末日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、当該児童生徒が在籍する小中学校の校長を経由して行うことができる。

3 校長は、申請者から申請書の提出を受けたときは、遠距離通学（級）認定者名簿（様式第4号）を作成し、申請書に添えて市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定等）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、遠距離通学児童生徒通学費等補助金決定通知書（様式第5号）により、校長を経由して申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 補助金は、年に1回、前条の規定による決定後、速やかに交付する。

（補助金の交付手続の特例）

第7条 補助金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は適用しない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行し、改正後の岐阜市遠距離通学児童生徒通学費等補助金交付要綱の規定は、平成25年度分の通学費等から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月17日から施行し、改正後の岐阜市遠距離通学児童生徒通学費等補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年5月21日から施行し、改正後の岐阜市遠距離通学児童生徒通学費等補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の様式は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年12月28日から施行する。

別表第1（第3条関係） 遠距離通学者に係る補助額

区分	補助額
公共交通機関を利用して通学した期間	1月当たりの金額（最適経路等により通学する場合に要する通用期間6月の通学用定期乗車券の額を12で除して得た額）に、通学した月数（1月の通学日数が10日未満の月を除く。）を乗じて得た額
公共交通機関を利用しないで通学した期間	1月当たりの金額（最適経路等により通学する場合に要する岐阜乗合自動車株式会社が運行するバス（以下「岐阜バス」という。）の均一区間における通用期間6月の通学用定期乗車券の額を24で除して得た額）に、通学した月数（1月の通学日数が10日未満の月を除く。）を乗じて得た額

備考 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持し、その割引制度を利用する場合において、「通用期間6月の通学用定期乗車券」とあるのは「割引制度適用後の通用期間6月の通学用定期券」と読み替えるものとする。

別表第2（第3条関係） 遠距離通級者に係る補助額

区分	補助額
公共交通機関を利用	最適経路等により通級する場合に要する公共交通機関の往復運賃

して通級した期間	を2で除して得た額に、通級した日数（当該年度の通級日数が10日以上に限る。）を乗じて得た額
公共交通機関を利用しないで通級した期間	最適経路等により通級する場合に要する岐阜バスの均一区間における往復運賃を4で除して得た額に、通級した日数（当該年度の通級日数が10日以上に限る。）を乗じて得た額

備考 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持し、その割引制度を利用する場合において、「往復運賃」とあるのは「割引制度適用後の往復運賃」と読み替えるものとする。

別表第3（第3条関係） 草潤中遠距離通学・通級者に係る補助額

区分		補助額
1月の通学日数が10日以上である場合	公共交通機関を利用して通学した期間	1月当たりの金額（最適経路等により通学する場合に要する通用期間6月の通学用定期乗車券の額を12で除して得た額）に、通学した月数を乗じて得た額
	公共交通機関を利用しないで通学した期間	1月当たりの金額（最適経路等により通学する場合に要する岐阜バスの均一区間における通用期間6月の通学用定期乗車券の額を24で除して得た額）に、通学した月数を乗じて得た額
1月の通学日数が10日未満である場合	公共交通機関を利用して通学した期間	最適経路等により通学する場合に要する公共交通機関の往復運賃を2で除して得た額に、通学した日数を乗じて得た額
	公共交通機関を利用しないで通学した期間	最適経路等により通学する場合に要する岐阜バスの均一区間における往復運賃を4で除して得た額に、通学した日数を乗じて得た額
在籍する中学校から通級する場合	公共交通機関を利用して通級した期間	最適経路等により通級する場合に要する公共交通機関の往復運賃を2で除して得た額に、通級した日数（当該年度の通級日数が10日以上に限る。）を乗じて得た額
	公共交通機関を利用しないで通級した期間	最適経路等により通級する場合に要する岐阜バスの均一区間における往復運賃を4で除して得た額に、通級した日数（当該年度の通級日数が10日以上に限る。）を乗じて得た額

備考

- 1 通学に係る補助額については、1月の通学日数が10日以上である場合と1月の通学日数が10日未満である場合のそれぞれに該当した月数又は日数に応じ算出した額を合算した額とする。
- 2 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持し、その割引制度を利用する場合において、「通用期間6月の通学用定期乗車券」とあるのは「割引制度適用後の通用期間6月の通学用定期券」と、「往復運賃」とあるのは「割引制度適用後の往復運賃」と読み替えるものとする。